



発行 新潟県

**第 80 号**

平成28年10月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1069 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境対策課）
- 1070 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1071 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1072 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 1073 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1074 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1075 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1076 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1077 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1078 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1079 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 1080 換地処分の届出（農地整備課）
- 1081 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1082 公共測量の実施通知（監理課）
- 1083 道路の区域変更（道路管理課）
- 1084 道路の供用開始（道路管理課）
- 1085 道路の区域変更（道路管理課）
- 1086 道路の供用開始（道路管理課）
- 1087 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

公安委員会規則

- 12 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（生活安全企画課）

公安委員会告示

- 116 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第1069号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年4月1日新潟県告示第404号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
村上市緑町一丁目4413番1の一部、4413番2の一部及び4414番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

◎新潟県告示第1070号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 県立加茂病院
- 2 所在地 加茂市青海町1丁目9番1号
- 3 有効期間 平成28年11月14日から  
平成31年11月13日まで

◎新潟県告示第1071号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション美沢	新潟県長岡市美沢3丁目557番地	合同会社美沢メディカルサービス	平成28年10月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	かりん短期入所生活介護	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙329番地1	社会福祉法人苗場福祉会	平成28年10月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	さわやかリバーサイド長岡	新潟県長岡市金町2丁目5番10号	株式会社さわやか倶楽部	平成28年10月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	みずほ園指定短期入所生活介護事業所	新潟県上越市大字米岡434番1	社会福祉法人上越老人福祉協会	平成28年10月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護施設かがやき苑（ショートステイ）	新潟県阿賀野市寺社甲3848番地212	社会福祉法人かがやき福祉会	平成28年10月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	さわやかリバーサイド長岡	新潟県長岡市金町2丁目5番10号	株式会社さわやか倶楽部	平成28年10月1日

◎新潟県告示第1072号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
広域型特別養護老人ホームシンパシー	新潟県阿賀野市南安野町8番20号	社会福祉法人飛翔福祉会	平成28年10月1日

### ◎新潟県告示第1073号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
長岡市社会福祉協議会訪問入浴介護ながおか	新潟県長岡市長倉西町458番地1	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成28年7月25日	平成28年9月30日
デイサービスやひこ	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3035番地	社会福祉法人桜井の里福祉会	通所介護	平成28年8月29日	平成28年9月30日
よりあいサークルしろとり荘	新潟県胎内市羽黒字白鳥2247番地2	有限会社中条メディカルサービス	介護予防通所介護	平成28年8月31日	平成28年9月30日
デイサービスセンター本町	新潟県上越市本町2丁目6番17号	社会福祉法人上越老人福祉協会	介護予防通所介護	平成28年8月10日	平成28年9月30日

### ◎新潟県告示第1074号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所 小千谷さくら	新潟県小千谷市小栗田2732番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成28年8月31日	平成28年9月30日

### ◎新潟県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市須原字ウラ山5044の18
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

---

**◎新潟県告示第1076号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県南魚沼市津久野字中村入575の2、575の3
  - 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- 

**◎新潟県告示第1077号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を平成28年10月4日認可した。

平成28年10月14日

新潟県新潟地域振興局長

---

**◎新潟県告示第1078号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成28年10月5日認可した。

平成28年10月14日

新潟県十日町地域振興局長

---

**◎新潟県告示第1079号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成28年10月14日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称  
五泉市農業委員会
  - 2 地区名  
一本杉地区
  - 3 認可年月日  
平成28年9月28日
  - 4 処分の取消しの訴えについて
    - (1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
    - (2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。
- 

**◎新潟県告示第1080号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、山王・新座下地区土地改良事業共同施行から区画整理事業山王・新座下地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成28年10月14日

新潟県新発田地域振興局長

---

**◎新潟県告示第1081号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

---

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
下倉地区	区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業	魚沼市	平成28年9月26日

## ◎新潟県告示第1082号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（情委（業運）第28-13号 燕市全域航空写真撮影業務委託）
- 2 作業期間 平成28年6月30日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 燕市全域

## ◎新潟県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市真野原字長峯865番1から	新	9.4～59.4メートル	9.5メートル
同市真野原字長峯863番11まで	旧	9.0～10.0メートル	9.5メートル

## ◎新潟県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
新発田市真野原字長峯865番1から同市真野原字長峯863番11まで
- 3 供用開始の期日 平成28年10月14日

## ◎新潟県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市下内竹字古天王650番1から 同市古寺字水押13番1まで	新	(A)8.0~22.2メートル	106.1メートル
		(B)8.0~22.2メートル	123.7メートル
	旧	8.0~22.2メートル	106.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 住吉上館線
- 2 供用開始の区間  
新発田市下内竹字古天王650番1から同市古寺字水押13番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年10月14日

◎新潟県告示第1087号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成28年9月30日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メ ートル）	延長（メ ートル）
五泉市北五泉駅前989番1の内、 991番1の内	5.00	51.38

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県情報セキュリティクラウド構築業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方自治体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達案件の名称

新潟県情報セキュリティクラウド構築業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約日から平成29年2月28日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年10月14日(金)から平成28年10月28日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年11月24日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成28年10月14日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ 平成28年10月14日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

(3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年11月10日(木) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年11月17日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

System construction for Niigata Prefectural Security Cloud.



- (2) Time and Place of bidding:  
10 : 00a.m. Nov 24th, 2016  
Niigata Prefectural Building Bidding Room  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku  
Niigata city, Niigata
- (3) For more information , contact  
Information Management Division  
Department of General Affairs and Management  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku  
Niigata city , Niigata , japan  
〒950-8570

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 新発田トップカルチャーショッピングモール  
所在地 新発田市新栄町3丁目1番31号 外  
設置者 株式会社新栄地所
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（店舗面積の変更及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成28年5月25日
- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要
    - ・店舗等建設にあたり、騒音・振動、重機出入りによる道路の汚損に配慮すること。
    - ・騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境保全条例による届出（特定建設作業、特定施設の設置・変更）を適宜行うこと。
    - ・新発田市公害防止条例（第11条）の工場・事業場を設置・変更する場合は、担当課と協議すること。
    - ・店舗から騒音、振動、排気（悪臭）等について近隣の住宅等に十分配慮すること。
    - ・施設から排出される廃棄物に関しては、資源分別を含め適切に処理を行うこと。
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成28年10月14日から平成28年11月14日まで

---

### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、平成28年7月から9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、可搬型放射線モニタリングポストの製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

可搬型放射線モニタリングポスト 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成29年3月10日（金）

##### (4) 納入場所

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部 3F 3B倉庫

新潟県新潟市西蒲区赤舘1258-1

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

##### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 指名停止期間中の者でないこと。

##### (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

##### (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

##### (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

##### (4) 入札書の受領期限

平成28年11月24日（木） 午後5時

##### (5) 開札の日時及び場所

平成28年11月25日（金） 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

##### (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

免除する。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年11月4日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年11月15日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。  
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。  
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。
- (9) 落札者の決定方法  
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (10) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Portable Radiation Monitoring Equipment for Field Measurement (Mobile Monitoring Post) [1] unit
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5:00P.M. November 15, 2016
- (3) Date of bid opening:  
2:30P.M. November 25, 2016
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年10月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

**第1条** 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第33条第2項の規定による身分証明書の発行	(1) (略) (2) <u>犯罪収益移転防止法第8条第4項</u> の規定による主務大臣への通知 (3) <u>犯罪収益移転防止法第15条</u> の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) <u>犯罪収益移転防止法第16条第1項</u> の規定による立入検査の指示 (5) <u>犯罪収益移転防止法第17条</u> の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) <u>犯罪収益移転防止法第18条</u> の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) <u>第33条第2項</u> の規定による身分証明書の発行	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) <u>第26条第2項</u> の規定による身分証明書の発行	(1) (略) (2) <u>犯罪収益移転防止法第8条第3項</u> の規定による主務大臣への通知 (3) <u>犯罪収益移転防止法第14条</u> の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) <u>犯罪収益移転防止法第15条第1項</u> の規定による立入検査の指示 (5) <u>犯罪収益移転防止法第16条</u> の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) <u>犯罪収益移転防止法第17条</u> の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号) <u>第26条第2項</u> の規定による身分証明書の発行
(略)		(略)	

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正)

**第2条** 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則(平成20年新潟県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(報告又は資料の提出要求) <b>第3条</b> <u>法第15条</u> の規定による報告又は資料の提出要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書により行うものとする。	(報告又は資料の提出要求) <b>第3条</b> <u>法第14条</u> の規定による報告又は資料の提出要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書により行うものとする。
(是正命令) <b>第4条</b> <u>法第18条</u> の規定による是正命令は、別記様式第3号の是正命令書により行うものとする。	(是正命令) <b>第4条</b> <u>法第17条</u> の規定による是正命令は、別記様式第3号の是正命令書により行うものとする。

<p>別記様式第2号(第3条関係) (略)</p> <p>報告・資料提出要求書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第15条の規定により、次のとおり報告・資料提出を要求する。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第3号(第4条関係) (略)</p> <p>是正命令書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第18条の規定により、次のとおり命令する。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第2号(第3条関係) (略)</p> <p>報告・資料提出要求書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第14条の規定により、次のとおり報告・資料提出を要求する。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第3号(第4条関係) (略)</p> <p>是正命令書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条の規定により、次のとおり命令する。</p> <p>(略)</p>
--	--

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第116号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成28年10月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

#### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「1号警備業務」という。)

#### 2 実施期間及び場所

##### (1) 実施期間

平成28年11月14日(月)から平成28年11月17日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで

##### (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

#### 3 受講定員

30人

#### 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第

5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成28年10月25日(火)から平成28年10月26日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### イ 提出期間

平成28年11月7日(月)から平成28年11月8日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

#### エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受講手数料

#### ア 金額

23,000円

#### イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

## 6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

## 7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110 (代表)